「小規模埋立て許可申請」に関するＱ＆Ａ（令和６年１月）

【目次】

Ｑ１：どのような場合に市に許可申請等の手続きが必要なのですか。

Ｑ２：なぜこのような手続きが必要なのですか。

Ｑ３：小規模埋め立て等の申請にはどのような書類が必要ですか。

Ｑ４：小規模埋立て条例における土砂等とはどのようなものを指しますか。

Ｑ５：自身が所有する土地（農地・林地を含む）で土砂による埋立てを行う場合にも、条例に基づく手続きは必要ですか。

Ｑ６：土砂による埋立ての事業地において土砂の汚染、土砂災害の発生や違反が確認された場合はどうなりますか。

Ｑ７：土砂による埋立てを行う場合に、高さの制限はありますか。

Ｑ８：土砂による埋立てを行う場合、搬入土量の制限はありますか。

Ｑ９：埋立てに使用する土砂は、どのような土砂でも使用できますか。

Ｑ１０：産業廃棄物や残土の不法投棄を見つけた場合どこに問い合わせをすればよいですか。

Ｑ１：どのような場合に市に許可申請等の手続きが必要なのですか。

Ａ１：実際に作業を行っている埋立て区域（事業場）の外（以下、「外部」という。）で発生した土砂等を使用した、面積が５００㎡以上３，０００㎡未満の埋立て等については、下記の条例の規制対象となり許可申請等が必要になります。

●「鎌ケ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」

|  |  |
| --- | --- |
| 規制  対象 | 外部から発生した土砂等を使用した５００㎡以上３，０００㎡未満の埋立て等が規制対象です。埋立て等とは、外部から土砂等を搬入し、埋立て・盛土・一時的なたい積を行う行為を指します。  ・埋 立 て：周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。  ・盛 土：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、かつ、  その形状の変更の予定がないもの。  ・一時たい積：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、その  形状の変更（搬出）が予定されているもの（土砂の搬入・搬出が繰り返されるものを含む）。 |
| 規制  対象外 | 次の場合は、規制の対象とはなりません。   1. 外部から土砂等を搬入しておらず、場内の土砂のみで整地等を行っている場合。 2. 外部から土砂等を搬入しているが、埋立て面積が５００㎡未満である場合。（３，０００㎡以上の埋立て等を行う場合は千葉県に届出が必要になります。） |

【注１】１年以内に隣接又は近接する土地で埋立て等を行う場合は両方の面積を合算します。合算して許可が必要な条件に該当した場合は、両方合わせて許可を取る必要があります。

【注２】事業の一体性の判断については、事業主体、事業目的の同一性を基に判断いたします。道路や水路等を挟んだ場合でも同一の事業であれば同一の埋立て等として許可を取る必要があります。

Ｑ２：なぜこのような手続きが必要なのですか。

Ａ２：必要な手続きを行うことで、土砂の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全の確保と市民の生活環境の保全を図るためです。

Ｑ３：小規模埋め立て等の申請にはどのような書類が必要ですか。

Ａ３：「鎌ケ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、「鎌ケ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」のほか「申請の手引き」、「必要書類チェックシート」で確認してください。

Ｑ４：小規模埋立て条例における土砂等とはどのようなものを指しますか。

Ａ４：小規模埋立て条例における土砂等とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定している廃棄物に該当しないものであり、土、砂、礫のほか、再生土も含みます。

　また、再生土を使用して５００㎡以上の埋立てをする場合、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」（平成３１年４月１日施行）に基づき、千葉県へ事前に届出が必要となります

Ｑ５：自身が所有する土地（農地・林地を含む）で土砂による埋立てを行う場合にも、条例に基づく手続きは必要ですか。

Ａ５：自身の所有地、他人の所有地に関わらず、外部から土砂を搬入し、面積が５００㎡以

上の埋立てを行う場合には、条例に基づく手続きが必要です。

また、農地（田や畑等）を農地以外の用途で使用する場合には、農地法に基づく農地転用許可が必要です。

Ｑ６：土砂による埋立ての事業地において土砂の汚染、土砂災害の発生や違反が確認された場合はどうなりますか。

Ａ６：土砂による埋立てを行った事業者や土地所有者に対し、相当の期限を定めて事業に使

用された土砂の全部もしくは一部を撤去しまたは原状に復し、崩落、飛散もしくは流出によ

る災害の発生を防止するために必要な措置を執るように指導します。

Ｑ７：土砂による埋立てを行う場合に、高さの制限はありますか。

Ａ７：埋立てに使用する土砂の区分等によって、埋立ての高さの条件やのり面の勾配が決まっています。また、土砂が崩落しないように必要な措置を講じる必要があります。

Ｑ８：土砂による埋立てを行う場合、搬入土量の制限はありますか。

Ａ８：条例では搬入土量に関する規制はありません。

Ｑ９：埋立てに使用する土砂は、どのような土砂でも使用できますか。

Ａ９：市の条例において、当該土砂等が汚染されていないことを証するために必要な書類を添付し届けることを義務付けております。そのため、市が定める安全基準に適合した土砂の搬入に限ります。

なお、地質分析検査は搬入前及び完了後の合計２回必要となりますが、埋立てが長期にわたる場合は６月ごとにも検査が必要となります。

Ｑ１０：産業廃棄物や残土の不法投棄を見つけた場合どこに問い合わせをすればよいですか。

Ａ１０：千葉県では不法投棄の早期発見・早期対応を図るため、産業廃棄物や残土の不法投棄に関する相談を下記電話番号で２４時間・年中受け付けています。

産廃残土県民ダイヤル（産廃１１０番）

電話番号：０４３-２２３－３８０１